

福知山市景観審議会委員の一般公募要領

1 公募の趣旨

福知山市景観審議会は、福知山市における良好な景観の形成に係る諸施策を的確に推進するため、市長の附属機関として設置する審議会です。良好な景観の形成に必要な事項について、調査審議を行う機関です。

福知山市の景観まちづくりを推進する審議会において、市民の皆さまのご意見を取り入れるため、福知山市景観審議会に参画いただける委員を募集します。

2 募集人員

7名以内（委員全員で福知山市景観条例施行規則に定める人数以内）

3 応募条件

次の1から5の条件をすべて満たすこと。

- 1 福知山市内に住所を有していること。
- 2 景観まちづくりに関心があり、今後の景観計画の方向性や施策について建設的な意見を述べるができること。
- 3 平日昼間に開催する会議に出席できること。（年2回程度、各2時間程度）
- 4 申込み締切日（令和8年7月31日）時点で18歳以上であること。
- 5 福知山市職員又は福知山市議会議員でないこと。

4 任期

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

5 報酬等

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例により支給します。日額8,000円（所得税法第183条第1項により源泉徴収します。）

6 応募期間

令和8年7月1日（水）から7月31日（金）まで（午後5時必着）

7 応募方法

次の①～⑦の内容を記載した申込書等を、下記応募先まで郵送又は持参でご提出ください。

①住所 ②氏名 ③年齢 ④職業 ⑤連絡先 ⑥応募動機 ⑦自己PR ⑧作文（800字以内）

※応募用紙はホームページからダウンロードできるほか、市役所4階都市・交通課で配布します。

8 作文テーマ

『城下町としての文化的資源や歴史的建造物を活かしたまちづくり』をテーマとして、福知山の中心市街地に残る文化的資源、歴史的建造物を活かしたまちづくりのアイデアなどを提案してください。（800字以内）

様式は問いません。

9 選考

評価者（学識経験者（2名）及び建設交通部長）による書類の採点結果を参考に、市長が決定します。

選考結果は後日、応募者全員にお知らせします。

10 その他

●提出いただいた書類は返却できません。

●提出書類に記載された個人情報の取り扱いには十分留意し、他の目的には使用しません。

●委員に選考された方の氏名は公表します。

11 応募・問い合わせ先

〒620-8501

福知山市字内記13番地の1 福知山市役所4階 都市・交通課 計画指導係

電話：(0773) 24-7051 FAX：(0773) 23-6537

Eメール：toshikotsu■city.fukuchiyama.lg.jp（■は@に変えてください。）